

長野市ソフトテニス協会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、長野市ソフトテニス協会と称し、事務所を理事長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、ソフトテニスによる健康の維持増進及びスポーツ精神並びに健全な社会生活の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 この会の目的に賛同する長野市及びその周辺に存在するソフトテニス愛好者で組織する。

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの振興、普及、指導並びに奨励など
- (2) 各種ソフトテニス大会の開催及びソフトテニスに伴う行事の斡旋助成など。
- (3) その他この会の目的達成に必要な事項。

(会の機関)

第5条 この会に総会（理事会）並びに常任理事会を置く。

なお、この会に附属機関を設けることができるとし、これにかかる運営については、別途定める。

(総会)

第6条 総会（理事会）は、この会の最高決議機関で、理事と役員で構成する。ただし、役員は理事を兼ねることは出来ない。

2. 定期総会(定期理事会)は、毎年3月末日までに会長が召集する。
3. 臨時総会（臨時理事会）は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要求のあったとき1ヵ月以内に会長が召集する。
4. 次の事項は、総会（理事会）で定めなければならない。
 - (1) 規約等の改廃
 - (2) 運営方針及び事業計画
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 役員を選出
 - (5) その他重要な事項

(常任理事会)

第7条 常任理事会は、この会の執行機関で、総会（常任理事会）の決議に従って会務を執行する。但し緊急事項及び第14条に定める事項について決めることが出来る。

常任理事会は、正副会長、理事長、副理事長、常任理事で構成し、会長が必要と認めたとき、又は常任理事の理事の3分の1以上の要求のあったとき、会長がこれを召集する。

(会議の成立)

第8条 この会のすべての会議の成立は、定数の2分の1以上の出席（委任状を含む）を必要とし、議決は出席者の過半数の賛成によって決定する。

(理事の任務)

第9条 理事は総会（理事会）に出席しなければならない。

(理事の選出)

第10条 理事の選出は次のとおりとする。

- (1) 職域、団体よりそれぞれ1名。
- (2) 常任理事会において推薦された者若干名。
- (3) 高校生代表理事は輪番制とし、各校男子・女子各2名。

2. 理事の任期は2ヵ年とし、再選は妨げない。なお、欠員によって就任した理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第11条 この会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名 常任理事 若干名 監事 2名

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。ただし、うち1名は会の財務を担当する。
- (5) 常任理事は、常任理事会に出席し、会務を担当する。
- (6) 監事は、この財務を監査する。

(役員を選出)

第13条 役員は総会(理事会)において選出する。

2. 役員の仕事は2ヵ年とし、再選は妨げない。なお、欠員によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長・顧問並びに参加)

第14条 この会に名誉会長・顧問並びに参加を置くことができる。

2. 名誉会長・顧問並びに参加は、常任理事の推薦により会長が委嘱する。

(資金)

第15条 この会の経理は、会費・寄付金・補助金並びにその他の収入をこれにあてる。

(会費)

第16条 この会の会費は総会(理事会)において決定し、4月中に納入する。

2. 年の途中で入会するときも、会費は年額納入するものとする。
3. 年の途中で脱会しても、会費は返金しないものとする。

(入会金)

第17条 この会に入会するときは、入会金を納入するものとする。ただし、高校生は除く。なお、入会金は総会(理事会)に於いて決定した額とする。

2. やむを得ない事情により休会を申し出をして、会長の承認を得たものについては、復会の際の入会金は不要とする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

(所属機関)

第19条 この会は、(財)長野市体育協会並びに長野県ソフトテニス連盟に加入し、長野支部の業務を行うものとする。

(その他)

第20条 この規約に必要な細則、運営規定などについては、総会(理事会)の決議を経て会長が定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成5年3月13日から施行する。